第二百二十四条の三第一項、第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六中「法人番号を有しない者」の下に「その他政令で定める者」を加える。

第二百二十八条の三の二中「である居住者」を「（役員又は使用人であつた者を含む。）で次に掲げる者のいずれかに該当するもの」に改め、「翌年三月三十一日」の下に「（第二号に掲げる者に該当するものに係る調書にあつては、翌年四月三十日）」を加え、同条に次の各号を加える。

一　居住者

二　非居住者のうち、当該供与等を受けた経済的利益の価額の全部又は一部が第百六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得となるものを受けた者

第二百三十二条第一項及び第二百三十三条中「これらの業務を国内において」を「第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るこれらの業務を」に改める。

第二百三十八条第一項中「に係る所得税額」を削り、「（非居住者に対する準用）」を「（申告、納付及び還付）」に改め、同条第三項中「確定所得申告）若しくは」を「確定申告）、」に、「する場合の確定所得申告）（これらの規定を第百六十六条において準用する場合を含む。）、第百五十一条の二第一項若しくは第二項（）を「をする場合の確定申告）、第百五十一条の四第一項若しくは第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第百五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）若しくは第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の」に、「第百六十六条の三（修正申告の特例）」を「第百六十六条（申告、納付及び還付）」に改める。

第二百四十一条中「確定所得申告）若しくは」を「確定申告）、」に、「確定所得申告）（これらの規定を第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）、第百五十一条の二第一項若しくは第二項（）を「確定申告）、第百五十一条の四第一項若しくは第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第百五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）若しくは第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の」に、「第百六十六条の三（修正申告の特例）」を「第百六十六条（申告、納付及び還付）」に改める。

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「新株予約権」を「譲渡制限付株式」に改め、「第五十四条」の下に「・第五十四条の二」を加える。

第二条第十二号の九イ中「の日において当該分割に係る」を「により分割法人が交付を受ける」に、「分割法人が交付を受ける」を「分割承継法人によつて交付される当該」に改め、「全てが」の下に「当該分割の日において当該」を加え、「の当該」を「又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの」に改め、同号ロ中「交付されない分割」を「ない分割（以下この号及び次号において「無対価分割」という。）」に、「当該分割」を「当該無対価分割」に改め、同条第十二号の十イ中「の日において当該分割に係る分割対価資産が」を「により分割法人が交付を受ける分割対価資産が当該分割の日において当該」に、「分割対価資産が交付されるものに限る」を「無対価分割を除く」に改め、同号ロ中「分割対価資産が交付されない分割」を「無対価分割」に、「当該分割」を「当該無対価分割」に改め、同条第十二号の十四中「の移転を行うもの及び」を「（以下この号において「国内資産等」という。）の移転を行うもの（当該国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものを除く。）」に改め、「内国法人」の下に「又は他の外国法人」を加え、「の移転を行うもの並びに」を「（以下この号において「国外資産等」という。）の移転を行うもの（当該他の外国法人に国外資産等の移転を行うものにあつては、当該国外資産等が当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものに限る。）及び内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもので当該国外資産等の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設に属しないもの（国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものに限る。）並びに」に改め、同条第三十三号中「（外国法人に対する準用）」を「（申告及び納付）」に改め、同条第三十五号中「期限後申告書）」を「（期限後申告）」に改め、同条第三十六号中「（修正申告書）」を「（修正申告）」に改め、同条第三十七号中「（外国法人に対する準用）」を「（青色申告）」に改める。

第十条の三第四項中「ものとし、当該外国法人を合併法人とする適格合併により当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人から恒久的施設の移転を受けた場合その他の政令で定める場合を除く」を削り、「政令で定める規定」の下に「（以下この項において「対象規定」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該外国法人を合併法人とする適格合併による当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の移転その他の政令で定める事由による事業の移転を受けたことにより恒久的施設を有することとなつた場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業（その移転を受けた事業に限る。）に係る第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を計算するときの対象規定の適用については、この限りでない。

第十七条第一号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第二十六条第三項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に改める。

第三十四条第一項中「第五十四条第一項」を「第五十四条の二第一項」に改め、同項第二号中「利益に関する」を「利益の状況を示す」に改め、「算定される」の下に「額を支給する」を、「ものに限る。）」の下に「並びに第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式による給与」を加え、同項第三号イ中「その算定方法」を「その支給額の算定方法」に、「に関する指標」を「の状況を示す指標（利益の額、利益の額に有価証券報告書」に、「(3)において「有価証券報告書」という。）」を「をいう。イにおいて同じ。）に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標として政令で定めるもので、有価証券報告書」に改める。

第二編第一章第一節第四款第七目の二の目名を次のように改める。

第七目の二　譲渡制限付株式を対価とする費用等

第五十四条第二項中「この条」を「第四項まで」に、「に係る費用」を「を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失」に改め、同条第四項中「確定申告書に当該」を「第一項の」に、「その発行」を「発行」に、「、当該」を「、その」に、「の添付をしなければ」を「を当該事業年度の確定申告書に添付しなければ」に改め、第二編第一章第一節第四款第七目の二中同条を第五十四条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十四条　内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として当該内国法人又は当該内国法人との間に当該内国法人の発行済株式若しくは出資（当該内国法人が有する自己の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の譲渡制限付株式（譲渡についての制限その他の条件が付されている株式として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式（以下この項及び第三項において「特定譲渡制限付株式」という。）が交付されたとき（内国法人を合併法人とする合併により当該合併に係る被合併法人の当該特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該内国法人の譲渡制限付株式その他の政令で定める譲渡制限付株式（第三項において「承継譲渡制限付株式」という。）が交付されたときを含む。）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。